

規制改革ホットライン処理方針
(令和4年6月28日から令和4年7月20日までの回答)

共通課題対策ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
出生届に添付する出生証明書が届書と別の用紙で作成された場合における契印を不要とする。	検討を予定	◎	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号: 1

所管省庁への検討要請日	令和4年6月27日	回答取りまとめ日	令和4年7月20日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	出生届に添付する出生証明書が届書と別の用紙で作成された場合における契印を不要とする。
具体的内容	出生届に添付する出生証明書が届書と別の用紙で作成された場合において、慣例上行われている契印を不要とし、市町村窓口において契印を求めるようなことをしないようにする。
提案理由	病院によっては、出生届書と別の用紙で出生証明書を作成する場合があるが、押印廃止の流れから届書と証明書に契印をすることは、非効率であり避けるべきであると考えます。
提案主体	個人

	所管省庁	法務省
制度の現状	戸籍法令上、出生届と出生証明書の契印を求める規定はありません。	
該当法令等		
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	周知の要否については今後検討いたします。	

区分(案)	◎
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和4年10月13日から令和4年11月11日までの回答)

共通課題対策ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
各種手当等々の申請一本化	【内閣府】 現行制度下で対応 可能 【財務省】 事実誤認	◎	1
各都道府県で異なる自動車登録関係書類の統一化	【警察庁】 対応 【総務省】 現行制度化で対 応可能 【国土交通省】 事実誤認	◎	2
栄養士免許申請の統一化(様式、申請)	検討を予定	◎	3
確定拠出型年金の申し込み書類のオンライン化の提案	現行制度下で対 応可能	◎	4
10. 個人番号(マイナンバー)の銀行業務・事務における活用	対応	◎	5
雇用保険受給の手続き(ハローワーク来所)	検討に着手	◎	6

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策班関連

番号: 1

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和3年3月24日	回答取りまとめ日	令和4年11月11日
-----	---	-------------	-----------	----------	------------

提案事項	各種手当等々の申請一本化
具体的内容	児童手当、年末調整、確定申告、所得控除等の申請のたびに所得証明書や住民票やらが必要になる場合がありますが、マイナンバーカードのみで申請完了できるようにしてほしい。
提案理由	この種の申請のために、勤務時間中に各種書類を取得するために出かけるのが大変である。そのための時間的コストの削減が予想される。また、提出書類の確認のための人員の、時間的コストも削減される。
提案主体	個人

	所管省庁	内閣府財務省
制度の現状	<p>【内閣府】 児童手当の手続きでは、内閣府が運営しているマイナポータル等を利用したオンライン申請が可能となっており、役所窓口に行くことなく24時間インターネット端末(一部のスマートフォンについても使用可)から申請することが可能になっています。</p> <p>また、市町村がマイナンバーを利用した情報連携等により情報を確認することで、所得証明書、保険証の写し等の添付書類について、省略することが出来ることになっています。</p> <p>【財務省】 「提案の具体的内容」に記載されている「年末調整、確定申告、所得控除」の手続において、「所得証明書や住民票」の添付は必要ありません。</p>	
該当法令等	<p>【内閣府】 ・児童手当法施行規則第11条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第21条</p> <p>【財務省】 なし</p>	
対応の分類	【内閣府】現行制度下で対応可能【財務省】事実誤認	
対応の概要	<p>【内閣府】 制度の現状に記載の通り、オンライン申請及び情報連携による添付書類の省略が可能となっており、一層のオンライン化の推進・拡大により利用者の利便性の向上を図ってまいります。</p> <p>また、毎年提出を求めていた現況届を一律に求めることはしないこととしています。(令和4年10月支給分から実施)</p> <p>【財務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策班関連

番号:2

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和3年4月23日	回答取りまとめ日	令和4年11月11日
-----	---	-------------	-----------	----------	------------

提案事項	各都道府県で異なる自動車登録関係書類の統一化
具体的内容	自動車登録に必要な各書類が各都道府県で書式が異なっており、法人等全国各地で自動車を必要とする利用者にとって、極めて不便且つ非効率な現状を改善してもらいたい
提案理由	<p>【書式例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車登録用委任状 ⇒都道府県陸運支局の一部で指定書式の場合あり ・車庫証明届出書 ⇒各県警で一部独自指定書式の場合あり且つ郵送受理不可、また今の時世において持参しか受付しない(=郵送NG)、所轄署窓口担当者が必要な対応が異なる等腐った官僚体質 ・法人事業所所在地証明書類 ⇒公共料金領収書、消印付郵便物部数等、証明可否がバラバラ ・自動車税申告書/納税通知書 ⇒地方税であることは理解するが、同じ税額にも関わらず各都道府県で指定書式バラバラ <p>以上、全国で同じ業務を履行しているにも関わらず、地方分権を錦の御旗に、コスト意識や統一感の欠落したバカげた役所対応になっていること、及び過去に掲げた政策「ワンストップサービス」が殆ど実現していないこと</p>
提案主体	個人

	所管省庁	警察庁総務省国土交通省
制度の現状	<p>【警察庁】 自動車保管場所証明に係る申請又は自動車保管場所の届出の取扱いについては、申請・届出先の警察署が所在する都道府県警察において作成・配布した様式以外の申請書等であっても、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)に規定された申請書等の様式に記入すべき事項が全て記入されているなど、同規則に定められた様式の申請書等であると認められるのであれば、当該申請書等を受け付けるよう通達で指示するなど、全国で統一的な取扱いがなされるよう、警察庁から都道府県警察に対し指導しています。 なお、自動車保管場所証明書の交付に係る申請については、自動車の登録手続や自動車諸税に係る手続と一括して、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)により、電子申請することが可能となっています。</p> <p>【総務省】 自動車税申告書については地方税法施行規則にて様式を定めており、また納税通知書については、地方税法において、納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載することとしています。</p> <p>【国土交通省】 ○自動車登録用委任状 委任状につきましては、民間同士で取り交わす書面となりますので、所要の事項(委任者・受任者・委任内容・対象自動車、発行日)が記載されていれば、特定の様式でなければならないということはありません。 その上で、申請者の方が使いやすいよう、全国統一の標準的な様式の例を、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。 https://www.mlit.go.jp/common/001287982.pdf</p> <p>○法人事業所所在地証明書類 法人の住所を証するに足る書面につきましては、本店以外で商業登記簿謄抄本又は登記事項証明書で証明できない場合において、「公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点があることが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか(発行されてから3ヶ月以内のもの)」として、「自動車登録業務等実施要領」に定め、全国統一の取扱いとするとともに、当該実施要領を、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。 https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001388551.pdf なお、当該実施要領による取扱いを基本としつつ、例外として、上記の書類では証明できない場合においては、その他の書類による証明についても柔軟に対応しております。</p>	
該当法令等	<p>【警察庁】 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項、第5条及び第7条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第5項及び別記様式第1号並びに第3条第1項及び別記様式第2号</p> <p>【総務省】 地方税法 地方税法施行規則</p> <p>【国土交通省】 なし</p>	
対応の分類	【警察庁】対応【総務省】現行制度化で対応可能【国土交通省】事実誤認	
対応の概要	<p>【警察庁】 自動車保管場所証明に係る申請又は自動車保管場所の届出の取扱いについては、全国で統一的な取扱いがなされるよう、都道府県警察に対し繰り返し指導してまいります。</p> <p>【総務省】 制度の現状欄に記載のとおり、特に納税者に関係する申告書については、地方税法施行規則にて様式を定めているところです。 納税通知書についても地方税法にて一定の必要事項を定めているところであり、利便性の向上については、必要に応じて検討してまいりたいと考えています。</p> <p>【国土交通省】 制度の現状欄に記載のとおり、ご提案の「書式例」のうち「自動車登録用委任状」及び「法人事業所所在地証明書類」については全国統一的な取扱いとしていくところです。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策班関連

番号:3

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和3年6月10日	回答取りまとめ日	令和4年11月11日
-----	---	-------------	-----------	----------	------------

提案事項	栄養士免許申請の統一化(様式、申請)
具体的内容	栄養士免許申請を統一してほしい。
提案理由	<p>私は管理栄養士養成施設で栄養士免許および管理栄養士免許の申請を担当している。</p> <p>まず、前提として栄養士免許は各都道府県が発行するが栄養士免許の効力に変わりはない。</p> <p>以上の前提を踏まえた上で下記に提案理由を述べていく。</p> <p>現状、栄養士免許の申請は養成施設がとりまとめ、申請者の住居地がある各都道府県へ養成施設が一括申請をすることになっており、住居地が大学の所在地と異なる都道府県にあれば、たとえ一人でも養成施設が一括申請しなければならず、関東にある大学であればかなり多くの都道府県に一括申請しなければならないのである。これだけでも相当な負担であるにも関わらず、現状、栄養士免許申請書類の様式は各都道府県で異なっており、一括申請の複雑化、養成施設の負担増につながっている。</p> <p>また、様式等が各都道府県で異なるのは不公平ではないか。</p> <p>以上のことから、提案は二つある。</p> <p>一つ目として、今後も養成施設が各都道府県に一括申請を行わなければならないのであれば、申請様式を全都道府県で統一してほしい。</p> <p>二つ目として、大学の所在地がある都道府県に一括で申請することを可能にしてほしい。</p> <p>以上のことについて至急改善していただきたい。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>栄養士免許申請を行う際、栄養士法施行令に基づき、住所地の都道府県知事に申請書等を提出することとなっています。</p> <p>管理栄養士養成施設に所属する学生の栄養士免許申請については、国家試験受験における学生の利便性を考慮して、養成施設にとりまとめて申請していただいております。</p> <p>栄養士免許の様式については、厚生労働省が所管する法令等では定めておらず、都道府県によって定められています。</p>	
該当法令等	栄養士法施行令第1条第1項	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>一つ目について</p> <p>栄養士免許の申請については、栄養士法施行令に定める名簿登録事項のほか、都道府県で任意に登録している事項もあることや、様式変更に伴い各自治体が使用するシステムの改修が必要になる場合もあることから、直ちに様式を統一することは困難です。</p> <p>二つ目について</p> <p>養成施設の所在する都道府県に対して養成施設が一括で申請することを可能とした場合、養成施設数の多い自治体において申請者数の増加による新たな負担が生じます。御提案の実現には、自治体との協議や調整が必要となるほか、自治体における予算、人員の拡充が必要となることから、直ちに対応することは困難です。</p> <p>なお、国家資格に係る各種手続やデータ管理は、令和6年度にデジタル化を開始することが予定されており、現在具体的な検討が進められているところである。免許申請に係る事務のあり方については、御提案の内容も含め、各都道府県の状況を考慮しながら考えてまいります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策班関連

番号: 4

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和3年6月10日	回答取りまとめ日	令和4年11月11日
-----	---	-------------	-----------	----------	------------

提案事項	確定拠出型年金の申し込み書類のオンライン化の提案
具体的内容	確定拠出型年金の申し込みを金融機関の Web サイトで行うと、書類が郵送されてきて記名・押印・返送を求められます。これを完全にオンライン化すべきだと思います。
提案理由	確定拠出型年金の申し込みを完全にオンライン化することで、利便性向上による加入者増が期待できます。人力でやっている事務処理も削減でき、費用の圧縮も可能だと思います。
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	2021年1月より、個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入申込み等について、これまでは紙による手続のみとなっていました。オンラインで行うことが可能となりました。運営管理機関ごとに、従来の紙による手続に加えてオンライン手続に対応するか等を選択します。また、紙による手続きについては原則押印不要となっております。	
該当法令等	確定拠出年金法第62条、確定拠出年金法施行規則第39条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	制度の現状欄に記載のとおりです。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策班関連

番号:5

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年11月11日
-----	---	-------------	----------	----------	------------

提案事項	10. 個人番号(マイナンバー)の銀行業務・事務における活用
具体的内容	個人番号(マイナンバー)を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。
提案理由	<p>○本年5月19日、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」および「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」が公布(ともに3年以内施行)された。銀行は、マイナンバーの預貯金口座付番の促進に向けて取り組みを強化していくことになる。</p> <p>○しかし、マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野でのみ活用可能となっており、銀行の業務・事務では活用できない。</p> <p>○銀行が業務・事務にマイナンバーを活用することが可能になれば、業務・事務の効率化につながる。例えば、顧客が複数の口座を保有している場合、マイナンバーをキーとした検索を行うことで当該顧客の口座の特定が容易になり、住所・氏名変更手続きや相続手続き等について、より効率的な対応が可能となる。</p> <p>○また、政府において、①引越しワンストップサービス(注1)、②公的個人認証サービスにおいて本人同意に基づき住所・氏名等の情報を民間事業者に提供する仕組み(注2)、③金融機関が預金保険機構から顧客情報の提供を受ける仕組み(注3)について検討が進められている。こうした取り組みをさらに進めることにより、地方自治体の住民情報データベースと銀行の顧客情報データベースを連携させ、自動で顧客情報(住所・氏名等)を更新できるようにしていただきたい。これにより、顧客が取引のある銀行に住所変更手続き等を行う必要がなくなるため、顧客利便性が大幅に向上する。さらに、銀行の顧客情報データベースが最新の状態に保たれることで、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理の効率化・実効性向上につながる。</p> <p>(注1)引越しの際に必要な行政機関や民間事業者に対する住所変更手続きを「引越しポータルサイト」(民間事業者が提供)で一括して行うことを可能とするサービス。政府において、サービスの検証および対象手続きの拡充等の検討が進められている。</p> <p>(注2)「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(2021年5月19日公布)において盛り込まれた(2年以内施行)。</p> <p>(注3)「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(2021年5月19日公布)において盛り込まれた(3年以内施行)。</p>
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁	デジタル庁金融庁総務省
制度の現状	<p>マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められた社会保障・税・災害対策分野の行政事務や、これに関して行われる事務において、必要な限度で利用可能とされています。そのため、現行の法令上、金融機関は、預金保険機構が預金者等の債権額の把握のために行う資料提出の求めへの回答や、税務署が行う税務調査の預貯金照会への対応等において、マイナンバーを利用することができません。</p> <p>①引越しワンストップサービス 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2022年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁では、引越しに伴う手続の窓口となるオンラインサービスとして「引越しポータルサイト」を民間事業者が提供できるように支援することにより、利用者が、行政機関(地方公共団体)及び民間事業者等に対する引越しに伴う手続を一括で行うことが可能となるようにする事を、目指す姿としています。民間手続に関しては、引越しを行う者が、引越しポータルサイトを通じて、電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスのなかに、銀行等の金融機関も対象手続の一部として捉えています。</p> <p>②公的個人認証サービスにおいて本人同意に基づき住所・氏名等の情報を民間事業者に提供する仕組み 令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」が改正され、令和5年5月16日より、マイナンバーカードによる公的個人認証サービスにおいて、主務大臣の認定を受けた金融機関等の民間事業者を含む署名検証者は、住民本人の事前の同意があるときは、地方公共団体情報システム機構から、住民の最新の住所等の基本4情報の提供を受けることができますようになります。</p> <p>③金融機関が預金保険機構から顧客情報の提供を受ける仕組み 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」での検討も踏まえ、令和3年5月12日に成立した「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」の第9条の規定により、金融機関は、預金保険機構に対し、預貯金者の本人特定事項(氏名、住所及び生年月日)及びマイナンバーを正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求めることができることとされました。</p>	
該当法令等	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条	
対応の分類	対応	
対応の概要	<p>引越しワンストップサービスについては、引き続き、関係省庁や自治体、民間事業者等と連携しつつ、推進して参ります。</p> <p>最新の住所等の基本4情報の提供に関しては、円滑な施行に向けて、準備を進めております。</p> <p>また、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」については、法律の公布日から3年以内に施行することとなっており、施行に向け、準備を進めております。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策班関連

番号:6

受付日	0	所管省庁への検討要請日	2020年11月24日	回答取りまとめ日	2022年11月11日
-----	---	-------------	-------------	----------	-------------

提案事項	雇用保険受給の手続き(ハローワーク来所)
具体的内容	定年退職時に、雇用保険(失業保険)の最初の申請は必要かと思いますが、その後毎月2回ハローワークに出向く必要があります。 毎月の失業認定申告書の提出(持参)は、郵送でも可能にしていきたいです。あわせて、毎月2回の職業相談の証明印(ハローワーク来所)も省略していきたいです。
提案理由	受給者がハローワークに出向く労力が軽減され、ハローワーク職員的大幅軽減(減員)になると思います。 また、コロナ感染リスクの軽減にもなります。 (補足) 実際の職探しは、ハローワークが構築されているWebサイトを用いて、自宅で充分検索できるので、ハローワークへの来所は不要です。
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	失業認定の手続については、雇用保険法第15条により、公共職業安定所に出頭し、求職の申し込みをしなければならぬことが規定されています。	
該当法令等	・雇用保険法	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>雇用保険の失業認定の手続については、早期の再就職活動を支援するという雇用保険制度本来の機能を十分発揮し、適切に給付を行うため、指定した日に出頭を求め、対面により十分なコミュニケーションを取って、いつでも就職できる状況にあり、就職活動を意欲的に行っていること、職業訓練の受講の必要性等を確認した上で厳格に失業認定を行うという職業紹介と雇用保険の一体的な運用の必要があります。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、令和2年3月より、本人又は同居の家族が高齢であることや基礎疾患を有すること等を理由に感染予防等の観点からハローワークへの来所を控えたい旨の申出があった場合には例外的に「郵送での証明認定」による失業の認定を行っています。</p> <p>また、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)も踏まえ、雇用保険の受給関連手続の在り方について、デジタル技術を活用した行政サービスの見直しに知見のある者の意見も得ながら検討する場を立ち上げ、客観的なデータ等に基づき、対応の方向性の検討を行うこととしています。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和4年11月12日から令和4年12月14日までの回答)

共通課題対策ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化	検討を予定	◎	1
にぎわいある街づくりに向けた道路占用に係る手続のワンストップ化①	①対応 ②検討を予定	◎	2

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策班関連

番号:1

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和4年11月18日	回答取りまとめ日	令和4年12月14日
-----	---	-------------	------------	----------	------------

提案事項	建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化
具体的内容	昨今、企業間の協業や組織再編等で資本関係の複雑化が進み、加えて監理技術者等の人材確保が課題となるなか、新たに通知等を発出して、雇用関係の取扱の特例を、①親会社およびその持分法適用会社間の出向、②同一持株会社の連結会社間の出向にも拡充すべきである。
提案理由	国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」において、建設工事の適正な施行を確保するため、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが求められている。他方、建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、国土交通省の通知（平成28年国土建第119号）により、親会社およびその連結子会社間の出向社員を出向先の会社が工事現場に監理技術者等として置く場合、当該出向社員と当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱う等の特例が設けられている。 （要望実現により）監理技術者等の資格保有者が資格を活かして活躍できる機会が増加するとともに、建設業者にとっては、監理技術者等の人材確保がより柔軟に行えるようになることが期待できる。
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法において、建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、工事規模に応じて主任技術者又は監理技術者を置かなければならないこととされています（同法第26条第1項・第2項）。 ・監理技術者等がその職務（同法第26条の4第1項）を適正に実施し、建設工事の適正な施工を確保するためには、監理技術者等が所属企業の技術力（ノウハウ・施工方法等）を熟知することで、技術者個人の技術力と企業の組織的技術力の双方を十分発揮することが重要であり、監理技術者等と企業との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要です（監理技術者制度運用マニュアル）。 ・ただし、親会社と連結子会社間で在籍出向を行った監理技術者等については、親子会社が一体的な経営を行っており、技術者の育成方針が共通していることや、ノウハウの共有が図られていること等から、技術者と出向先企業との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとみなし、一定の要件を満たした場合に、その配置を特例として認めているところです。 	
該当法令等	建設業法（昭和24年法律第100号）第26条 監理技術者制度運用マニュアル2-4	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	「親会社・持分法適用会社間」又は「同一持株会社の連結会社間」で出向した監理技術者についても、技術力を十分発揮し、適正な施工を確保することが可能か否かについて、まずは事例収集・実態調査を行ってまいります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策班関連

番号: 2

受付日	0	所管省庁への検討要請日	令和4年11月18日	回答取りまとめ日	令和4年12月14日
-----	---	-------------	------------	----------	------------

提案事項	にぎわいある街づくりに向けた道路占有に係る手続のワンストップ化①
具体的内容	①デジタル庁や国土交通省が中心となり、地方公共団体における道路占有許可申請について、e-Govを利用した標準化した形での手続のオンライン化の早期実現を図るべきである。 その上で、②「道路占有システム」とe-Govのシステム間直接連携等により、指定区間内の国道とその他の道路を同時に占有しようとする場合も、2つのシステム上でそれぞれ手続を行うのではなく、1つのシステム上でワンストップに行えるようにすることで、利便性を向上させるべきである。
提案理由	道路を占有して路上に飲食施設等を設置しようとする際、指定区間内の国道では、歩行者利便増進道路制度に基づき、オンライン上で公開された道路占有許可基準および道路使用許可基準の確認事項を満たす場合、申請者は道路管理者および都道府県警察へ事前相談を行うことなく、道路占有許可および道路使用許可を「道路占有システム」によりオンラインで一括申請することができる。 他方、指定区間内の国道を除く、地方公共団体が管理する道路(指定区間外の国道、都道府県道、市区町村道)は、「道路占有システム」の対象とされていない。政府は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「民間事業者等が社会経済活動を行うために地方公共団体に対して行う申請・届出等については、原則として、既存の共通機能であるe-Gov等を活用した行政手続のオンライン化・標準化を図ること」としており、同計画内で、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として定める道路占有許可申請についても、e-Govを利用したオンライン化の促進を検討している。 (要望実現により)道路占有に係る手続がオンライン上でワンストップサービスとなれば、飲食店等が屋外客席を設置することがより容易になり、オープンスペースの活用が進み、にぎわいのある魅力的な街づくりに貢献することが期待できる。
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省デジタル庁
制度の現状	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、新たにオンライン化等の検討を行う際は、e-Gov等の利用を第一に検討することとされております。	
該当法令等	道路法第32条 デジタル社会の実現に向けた重点計画(2022年6月閣議決定)	
対応の分類	①対応②検討を予定	
対応の概要	① 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえて、デジタル庁と連携して、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占有許可申請手続のオンライン化についても、e-Govを利用したオンライン申請が可能となるよう取り組んで参ります。具体的には、令和5年度は試行的にいくつかの地方公共団体への道路占有許可申請手続についてオンライン化を行い、令和6年度以降、段階的に地方公共団体の対象範囲を拡大していく方針です。 ② 地方公共団体の道路占有許可申請のオンライン化を進めるに当たっては、その進捗状況等も勘案しつつ、デジタル庁とも連携して、地方公共団体と国への道路占有許可申請がワンストップ等により円滑に行えるよう、検討して参ります。	

区分(案)	◎
-------	---